

生活困窮者就労準備支援事業（和歌山県生活困窮者自立支援プログラム事業）
質 疑 集

【 支援対象者について 】

- Q 支援対象者は生活困窮者ということだが、どのような方が参加するのか。
- A 振興局が、就労に向けた支援プランを作成した者で、社会福祉法人等が運営する施設で社会貢献活動（以下「活動」という）を行うことにより社会性や日常生活能力の向上を図りたいと希望する者。

- Q 支援対象者の送迎は必要か。

- A 送迎は必須ではありませんが、送迎費を委託料に計上することで実施することは可能です。

【 対象施設について 】

- Q この事業で対象となる施設は。
- A 県内で運営する社会福祉法人の施設を想定しているが、事業への理解と体制が整える法人であれば対象とすることも可能ですので事前に社会福祉課までご相談ください。

【 計画書の提出について 】

- Q 事業計画書の申請期限は。
- A 申請は令和7年2月28日（金）までに社会福祉課に提出してください。なお、予算の範囲内での事業であることをご了承ください。

- Q 支援対象者の活動期間は。

- A 原則として1年以内であるが、延長することは可能です。

- Q 延長できる場合とは。

- A 支援対象者が一時的に活動できなかった場合や、支援対象者が延長を希望しかつ施設も延長の受入が可能である場合などを想定しています。なお、延長の場合は振興局と法人との間で前もって協議を行うこととなります。

- Q 施設での受入人数は決まっているのか。

- A 施設の受入人数は設定していませんが、支援対象者を指導、助言できる体制が整えられる範囲で受入人数を検討してください。

Q 例えば受入予定人数を2名として、一度に2名を受け入れるのか、又は期間を分けて受け入れすることもできるのか。

A 支援対象者を一度に受け入れたい施設、随時受け入れが可能な施設があると考えますが、それぞれ施設の諸事情により受け入れ方は、自由です。

Q 支援対象者の受入について、事前に県から法人あてに連絡してもらえるのか。

A 振興局から法人あてに連絡し、支援対象者の概要、活動内容、受入開始日等について事前に協議させていただきます。協議がまとまれば振興局から法人あてに選定通知書を送付することになります。

【 委託契約について 】

Q 県との委託契約前に参加者を受け入れることは可能か。

A 委託契約締結後に受け入れをお願いします。

Q 委託期間は契約日からいつまでになるのか。

A 当該事業が令和6年度予算で執行するため、委託契約期間の終了日は令和7年3月31日までとします。

Q 委託契約後に受入人数を増員することは可能か。

A 県に事業変更報告書を提出することで、増員が可能になります。

Q 委託費については法人ごとに定額なのか。

A 支援対象者1名につき、1か月あたり20,000円～50,000円（※利用回数によって月額が異なる）の委託料を支払います（送迎費別途支払）。

※月4回未満：20,000円、月5～8回：35,000円、月9回以上：50,000円

Q 支援対象者が途中で活動を中止した場合、委託費の支払いはどうなるのか。

A 初回のみ参加で中止となった場合であっても、1か月の委託費は支払います。

Q 委託費の支払いはいつになるのか。

A 委託期間によるが四半期毎に実績報告書を振興局に提出していただき、その後委託費の請求書を県に提出していただくことにより委託費を支払います。

Q 委託契約を行ったが、契約期間までに支援対象者が来なかった場合は。

A 特に手続きの必要はございません。なお、委託費は、実績でのお支払いとなるため、実績が無い場合、委託費は発生いたしませんので、ご了承願います。

【 活動に入る前 】

Q 支援対象者に対して、初日にオリエンテーション（活動内容やスケジュールの聞き取り、施設見学等）を行ってよいか。

A 活動の初日に、支援対象者に対して活動内容や今後のスケジュールについての説明、職員紹介や施設見学等を行う時間を設定していただくことは可能です。

Q 活動開始時間や終了時間は各施設で決めてよいのか。

A 各施設で決めていただいても大丈夫ですが、支援対象者においては、バス等を利用して往復する方もおりますので、交通手段等も考慮して決めてください。

Q 活動時間や日程はどれくらいを目途に。

A 活動時間1回あたり2～3時間程度で、週に2回から3回を目途として考えていただければと思いますが、支援対象者の希望に沿った支援を主に考えて計画するとともに臨機応変に対応してください。

【 活動中について 】

Q 支援対象者に指導、助言できる職員とは、また何人配置するのか。

A 支援対象者に指導や助言のできる法人職員であれば職種や人数は限定しませんので、当日の施設ローテーションに応じて施設で自由に決めてください。

Q 予定していた活動時間や内容を変更してもよいか。

A 支援対象者の体調、施設の諸事情により適宜変更することは可能です。ただし、支援対象者に事前に説明をお願いします。

Q 活動中の事故等に備え、ボランティア活動保険に加入する必要があるか。

A 本委託事業はボランティア保険加入を含めての実施でありますので、事業受託者において加入手続き及び保険料の支払いをお願いします。

【 活動終了後について 】

Q 活動終了後又は活動途中で、支援対象者を法人で雇用することはできるのか。

A いずれの場合も雇用は可能ですが、必ずハローワークへの求人募集を行ってください。その後、支援対象者がハローワークの照会状を持参しますので、面接を行って下さい。なお、雇用を検討される場合は、前もって振興局にご連絡ください。

【 その他 】

Q 支援対象者から予定していた日に行けない、又は当日行けない旨の申し出があった場合は。

A 支援対象者には活動に行けなくなった場合は、施設職員に申し出るように指導しますので、その場合は振興局にご一報をお願いします。